

畑地かんがい技士養成事業実施規則

平成 13 年 3 月 26 日制定

平成 17 年 12 月 20 日一部改正

平成 19 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 5 月 13 日一部改正

平成 26 年 6 月 9 日一部改正

令和 6 年 5 月 29 日一部改正

第 1 条 目的

この事業は、畑地かんがいに関する技術の適用、普及等の適正な推進を図るため、専門的技術者の養成及び登録を行うことにより、畑地かんがいに関する技術水準の向上と事業の発展に資することを目的とする。

第 2 条 定義

この規則において「畑地かんがい技士」又は「畑地かんがい技士補」とはそれぞれ第 3 条第 2 項又は第 3 項の登録を受け、畑地かんがい事業の調査、設計、施工管理及び維持管理等の技術的業務を行う者をいう。

第 3 条 事業の内容

1. 畑地かんがい技士養成講習

(1) 養成講習の実施

ア 畑地かんがい技士を養成する講習（以下「養成講習」という。）を毎年度実施する。

イ 畑地かんがい技士の養成講習は、畑地かんがい技士認定委員会（以下「認定委員会」という。）が定めたカリキュラムに沿って実施する。
講習時間は 25 時間以上とする。また講習修了の後に試験を実施する。

ウ 講習の試験において認定委員会が定める認定基準以上の成績を得た者を養成講習の修了者として認定し、登録資格認定証（様式第 1 号）を交付する。

(2) 養成講習の受講資格

養成講習を受講する資格を有する者は、次のとおりとする。

ア 畑地かんがい技士補又は技術士補の認定若しくは日本技術者教育機構の認定した技術者教育プログラムの修了の後、畑地かんがいの計画、

設計、施工、管理に関する業務に従事した期間を通算した期間（以下「指定業務の経験期間」という。）が1年以上に達する者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)において農業土木工学、土木工学、機械工学、電気工学又は電子工学（以下「指定学科」という。）の課程を修めて卒業した者で、卒業後、指定業務の経験期間が3年以上に達する者又は指定学科以外の課程を修め卒業した者で、卒業後の指定業務の経験期間が4年以上に達する者

ウ 学校教育法による短期大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、指定業務の経験期間が4年以上に達する者又は指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、指定業務の経験期間が6年以上に達する者

エ 学校教育法による高等学校において、指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、指定業務の経験期間が7年以上に達する者、又は指定学科以外の課程を修めて卒業した者又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者で、卒業後、指定業務の経験期間が8年以上に達する者

(3) 受講の申込み

養成講習を受講しようとする者は、振興会会長が定める期日までに、受講申込書(様式第2号)に第3条第1項の(2)に定める養成講習の受講資格を証する書面を添付して振興会あてに提出する。

2. 畑地かんがい技士の登録

(1) 登録の実施

ア 畑地かんがい技士名簿を備え、畑地かんがい技士の登録を実施する。

イ この登録は、畑地かんがい技士名簿に記入するとともに登録証(様式第3号)を交付して行う。

ウ 登録の実施時期は、原則として3月1日及び10月1日とする。

(2) 登録の要件

登録を受けることができる者は、養成講習の認定を受けた者

(3) 登録の有効期限

第3条第2項の(1)の登録の有効期限は5年とする。ただし、更新を妨げない。

(4) 登録の欠格事項

第3条第2項の(2)の規程にかかわらず次のいずれかに該当する者は登録を受けることができない。

- ア 第3条第2項の(3)(5)に定められた登録の有効期限を越えた者。
ただし、期限内にやむを得ない理由(病気、海外出張等)で新規登録・登録更新ができなかったときは、速やかに、登録に必要な書類に、登録遅延の理由書を付して提出すれば、定められた期限の日に遡って登録・更新ができる。
- イ 第3条第2項の(8)の規程により、登録の取消しの処分を受け、その処分を受けた日から2年を経過しない者

(5) 登録の申込み及び有効期限

畑地かんがい技士の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書(様式第4号)に第3条第2項の(2)に定める登録の要件を充たす者であることを証する書面及び住民票を添付して振興会あて提出する。

登録の申込み期限は認定証交付の日から1年以内とする。

(6) 登録の更新

登録の更新を希望する者は、有効期限内に第3条第2項の(5)の登録の申込み準じて行うものとする。ただし、登録の要件を充たす者であることを証する書面の添付は必要としない。

(7) 登録事項変更の届出

第3条第2項の(1)の登録を受けた者は、次の事項について変更があったときは、遅滞なくその旨を振興会あて届け出なければならない。

- ア 氏名又は住所
- イ 所属する事務所の名称又は所在地

(8) 登録の取消し

畑地かんがい技士の登録を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消さなければならない。

- ア 第3条第2項の(4)のア、イのいずれかに該当するに至った場合
- イ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
- ウ 畑地かんがい技士の信用を傷つけ又は不名誉となる行為を行った場合
- エ 正当な理由なく畑地かんがい技士の業務に関し知得した秘密を他に漏らし、又は盗用する行為を行った場合

(9) 畑地かんがい技士名簿の公表

振興会は、畑地かんがい技士登録番号を毎年度公表するものとする。

3. 畑地かんがい技士補の登録

(1) 登録の実施

平成22年10月1日までに畑地かんがい技士補の登録を受けた者については、畑地かんがい技士補名簿に登録する。

(2) 登録の有効期限、登録の欠格事項、登録の更新、登録事項変更の届出、登録の取消し、畑地かんがい技士補名簿の公表は、第3条2畑地かんがい技士の登録の各項の規定を準用する。

第4条 認定委員会の設置

事業の円滑な推進を図るため、会長が委嘱する学識経験者からなる認定委員会を設置する。

第5条 受講料、登録料の徴収

認定委員会で定めた受講料、登録料を受講者及び畑地かんがい技士登録者それぞれ申込みと同時に徴収する。

第6条 畑地かんがい技士及び畑地かんがい技士補の活用の推進

専門的技術を必要とする業務を実施するに当たって畑地かんがい技士及び畑地かんがい技士補を活用するよう各種の事業実施主体等に対し、要請するものとする。

附 則

1. 畑地かんがい技士及び畑地かんがい技士補登録要領（昭和56年10月1日制定）は廃止する。
2. この規則は、令和6年5月29日から適用する。